

茅ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 2 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 2 3 号

茅ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市印鑑条例（昭和 5 0 年茅ヶ崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条を次のように改める。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請）

第 1 6 条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次に掲げるもの（第 1 号から第 3 号までに掲げるものにあつては電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 7 項（同法第 2 2 条の 3 第 2 項の規定において準用する場合を含む。）の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに、第 4 号に掲げるものにあつては同法第 3 5 条の 2 第 7 項の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、多機能端末機（茅ヶ崎市の電子情報処理組織と電気通信回線により接続された端末機であつて、当該端末機を利用する者が自ら必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード
- (3) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書
- (4) 電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備

附 則

この条例は、令和 8 年 6 月 1 4 日から施行する。